

社会福祉法人芳寿会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳寿会の法人業務に伴う役員、評議員及び外部委員に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- 1 理事会、評議会及び評議員選任・解任委員会、その他委員会
- 2 監事による定期又は臨時監査
- 3 行政機関による監査の立会い
- 4 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- 5 借入金の申請及び返済に伴う業務
- 6 その他理事長が必要と認めた業務

(報酬)

第4条 役員、評議員及び外部委員に対して、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 前条第1号から第3号の業務の場合は、費用弁償として本人からの請求に基づき実費を支給する。ただし、費用を証明する書類の提出を求める。

- 2 前条第4号及び第5号の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人芳寿会職員旅費規程」を準用し、施設長の旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。旅費は原則として役員の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理に法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として当該職員の「社会福祉法人芳寿会職員旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。
- 3 前条第6号の業務の場合は、業務内容に応じて、前2項に規定する額を支給する。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成28年12月27日から施行